

令和 8 年大船渡市選挙管理委員会第 8 回定例会 会議録

- 1 期 日 令和 8 年 8 月 3 日 (月)
- 2 場 所 大船渡市選挙管理委員会事務局
- 3 出席委員 委員長 佐々木 一 郎
委員長職務代理者 今 野 喜代司
委員 岩 脇 香 澄
委員 新 沼 拓 郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 事務局長 佐々木 崇
出席者 事務局長補佐 今 野 宏 紀

6 提出案件

- 報告第 1 号 選挙人名簿登録の移替えについて
議案第 1 号 選挙人名簿登録の抹消について
議案第 2 号 在外選挙人名簿登録の抹消について
議案第 3 号 投票所の指定について
議案第 4 号 投票用紙の様式等について

7 委 員 会

- (1) 開会時刻 午後 3 時

- (2) 議 事

(委員長)

只今から、令和 8 年大船渡市選挙管理委員会第 8 回定例会を開会いたします。
本定例会は委員全員が出席しておりますので、会議は成立いたしております。
本日の付議する事件は、報告 1 件、議案 4 件であります。
それでは、「報告第 1 号 選挙人名簿登録の移替えについて」を事務局から説明願います。

(事務局長)

説明に先立ちまして、参考資料の表記の変更について、ご説明いたします。
前回の委員会において、個人情報保護の観点から、移し替え等に係る選挙人名簿等について、個人が特定できない情報のみを記載した資料を配布しておりましたが、委員のご意見を踏まえ、従前の記載内容に戻しております。

なお、参考資料につきましては、前回同様、本会終了後、事務局にて回収いたしますので、よろしくお願いします。

1 ページをお開き願います。

「報告第 1 号 選挙人名簿登録の移替えについて」

公職選挙法施行令第17条の規定により、選挙人名簿に登録されている者が、他の投票区の区域に住所を移したことにより、次のとおり登録の移替えをしたので、報告するものでございます。

移替えした者は、男性 18人、女性 16人、計 34人となっております。

内訳につきましては、参考資料の 1 ページ及び 2 ページをご確認願います。

以上でございます。

(委員長)

只今、報告第 1 号について説明がありました。

それでは、一通りお目通しいたきまして、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(委員長)

何かございますか。

(なしの声あり)

(委員長)

お諮りいたします。

報告第 1 号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

(委員長)

ご異議がないようですので、本件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、「議案第 1 号 選挙人名簿登録の抹消について」を事務局から説明願います。

(事務局長)

2 ページをお開き願います。

「議案第 1 号 選挙人名簿登録の抹消について」

公職選挙法第28条の規定により、次のとおり選挙人名簿から抹消することについて、委員会の議決をお願いするものでございます。

死亡を事由とする者は、男性 24人、女性 21人、計 45人。
転出を事由とする者は、男性 114人、女性 123人、計 237人となっております。

3 ページをお開き願います。

こちらは、令和 8 年 7 月 31 日現在で作成した投票区別の名簿登録者数となっており、男性 12,871人、女性 14,225人、計 27,096人となっております。

内訳につきましては、参考資料の 3 ページから 17 ページまでをご確認願います。

以上でございます。

(委員長)

只今、議案第 1 号についての提案がなされました。

それでは、一通りお目通しいただきまして、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(委員長)

何かございますか。

(なしの声あり)

(委員長)

お諮りいたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

(委員長)

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

次に、「議案第 2 号 在外選挙人名簿登録の抹消について」を事務局から説明願います。

(事務局長)

4 ページをお開き願います。

「議案第 2 号 在外選挙人名簿登録の抹消について」

公職選挙法第 30 条の 11 の規定により、次のとおり在外選挙人名簿から抹消することについて、委員会の議決をお願いするものでございます。

法第 30 条の 11 の規定では、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過するに至った場合、

直ちに同名簿から抹消しなければならないこととされております。

今回は、令和8年3月に大船渡市に住民票が作成された者について、在外選挙人名簿登録の抹消をするものでございます。

参考資料の18ページをお開き願います。

18ページ及び19ページは、今回、抹消する者の資料でございます。

以上でございます。

(委員長)

只今、議案第2号についての提案がなされました。

それでは、一通りお目通しいただきまして、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(委員長)

何かございますか。

(なしの声あり)

(委員長)

お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

(委員長)

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

次に、「議案第3号 投票所の指定について」及び「議案第4号 投票用紙の様式等について」を一括して事務局から説明願います。

(事務局長)

5ページをお開き願います。

なお、以後の議案の説明に際しましては「令和8年11月22日執行の大船渡市長選挙」を「今回の選挙」と、略して読ませていただきますので、よろしくお願いします。

「議案第3号 投票所の指定について」

今回の選挙における投票所を公職選挙法第39条の規定により、別紙のとおり指定することについて、委員会の議決をお願いするものでございます。

6 ページをお開き願います。

こちらは、投票所の一覧表となっております。

続いて、7 ページをお開き願います。

「議案第 4 号 投票用紙の様式等について」

今回の選挙における投票用紙の様式等を別紙のとおり定めることについて、大船渡市選挙等執行規程第 9 条の規定により、委員会の議決をお願いするものでございます。

8 ページをお開き願います。

投票用紙の印刷枚数は、直近の選挙実績を勘案し、一般投票用紙を 19,900 枚、期日前投票及び不在者投票用紙を 9,100 枚、点字投票用紙を 50 枚といたします。

用紙のサイズですが、一般投票用紙は、縦 9 センチメートル、横 12.8 センチメートルの横型。期日前投票、不在者投票及び点字投票の用紙は、縦 12.8 センチメートル、横 9 センチメートルの縦型となります。

用紙の色等は、いずれも白地に黒刷りとし、選挙管理委員会の印を黒で刷り込みます。

紙質は、点字投票用紙が上質紙厚紙となる他は、全て B P コート紙となります。

表記の内容については、ご覧のとおりでございます。

以上でございます。

(委員長)

只今、議案第 3 号及び議案第 4 号についての提案がなされました。

それでは、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(委員長)

何かございますか。

(なしの声あり)

(委員長)

お諮りいたします。

議案第 3 号及び議案第 4 号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

(委員長)

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日付議された事件についての審議が終わりましたが、皆様から何かございませんでしょうか。

(全員 なし)

(委員長)

事務局から何かありますか。

(事務局長補佐)

今後の日程を確認させていただきます。

次回の定例会は、9月1日の火曜日の午後3時から、大船渡市選挙管理委員会事務局において開催いたしますので、ご出席をお願いします。

また、今後の会議等についての調整です。

10月8日、9日に一関市において、令和8年度岩手県都市選挙管理委員会連合会定期総会が開催されますので、委員から1名の出席者について調整いたしますので、よろしくお願いします。

(委員長、今野委員の出席とした)

10月19日の午後、10月20日のいずれか、大船渡市役所において、大船渡市長選挙の立候補者説明会を開催したいと考えております。説明会には、委員長に出席いただいておりますので、日程調整をお願いします。

(いずれに日程も対応可能であり、関係機関と調整し日時を決定する。)

12月7日の午前10時30分から、大船渡市役所において、大船渡市長の任期満了に伴う、気仙広域連合長選挙を実施することで調整しております。こちらには、佐々木委員長、今野委員の出席をお願いいたします。

(委員長)

只今の説明に、何かございましたらご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(委員長)

それでは、これをもちまして閉会といたします。本日はご苦労さまでした。

(3) 閉会時刻 午後3時32分